



## 社会福祉法人ちいさがた福祉会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。又、コロナ禍での安心安全な職場づくりの一環として導入した在宅勤務が可能となるテレワークについて、職種に応じた計画的な設備導入により、より産休育休取得が取りやすくなるような職場環境整備を推進する。

1. 計画期間 令和7年 4月1日～令和9年 3月31日までの 2年間

### 2. 内容

目標 : 福祉事業全般の職員採用難、慢性的な人材不足という課題を踏まえ、産前産後休業や育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、法的な制度内容の更なる周知や情報提供及び法人規程の周知を図ることにより、職員の定着を目指す。特に育休の取得率の低い男性職員の取得が可能となる職員配置体制を確立し、男女共に働きやすい職場環境作りを目指す。又、働き方改革として、年次有給休暇の5日間年度内全職員完全取得を目指し、年度当初、2ヶ月前に提示される勤務表に年間スケジュールとして5日間の計画年休を落とし込む。又、産休育休明け職員の職場復帰後の働き方について、職員全員の理解協力を得られるよう周知を行う。

### <対策>

- 令和7年 4月～ 全体職員会開催時に、育児介護休業規程の読み合わせによる制度の再周知を行う。産休育休明け職員の職場復帰後の働き方について全職員の理解協力を促す。
- 令和7年 10月～ 顧問社会保険労務士による制度説明会の開催
- 令和8年 4月～ 全体職員会開催時に、育児介護休業規程の読み合わせによる制度の再周知を行う。
- 令和8年 10月～ 顧問社会保険労務士による制度説明会の開催